

現職教育資料

第
452
号

はじめに	1
1 人権を取り巻く国内外の状況	1
2 同和教育から人権教育へ	1
3 基本的な考え方	2
4 小・中学校における推進の方策	2
おわりに	4

人権教育の推進

はじめに

県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、本年度より人権教育を推進することとした。昨年度は同和教育から人権教育への移行期間としていたが、本年度からは、本格的に推進しているところである。しかし、本方針を示すだけでなく、学校現場でどう取り組んでいったらよいかを具体的に示すことも望まれている。

それに応えるために、まず、「栃木県人権教育基本方針」を解説した「人権教育の手引（総務課人権同和教育室発行）」を教職員一人一人に配布し、人権教育推進の拠り所としたところである。また、この手引に準拠した指導資料として、「人権教育のすすめ方（義務教育課発行）」も配布し、小・中学校における具体的な進め方を示した。

今後は、これらの指導資料を参考としながら、教職員一人一人の指導方法を工夫して、児童生徒の人権尊重の精神を育てていくことが大切である。

本資料では、人権を取り巻く国内外の状況、そして、本県の推進する人権教育の在り方を、「人権教育の手引」等の掲載内容を含めながら解説したい。（「栃木県人権教育基本方針」は、「人権教育の手引」を参照）

1 人権を取り巻く国内外の状況

21世紀は「人権の世紀」とも呼ばれている。

20世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、依然として各地で地域紛争やテロが多発し、多くの犠牲者を出している。

こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。また、私たちは、生命を奪うという重大な人権侵害だけでなく、世界の各地に、女性・子ども・人種・貧困の問題など、人間の尊厳にかかわる人権課題が山積みされていることも忘れてはならない。

今や、人権の尊重が平和の基礎であるというこ

とが、世界の共通認識になりつつあり、国際連合を中心に人権尊重への動きが図られてきている。また、人権尊重の意識を高めるための人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題ともなっている。

一方、我が国の社会においては、依然として様々な人権に関わる問題が存在しているのが現状である。その解決に向けて、私たち一人一人が人権とは何かということを理解し、人権尊重の意識を高めていくことが重要である。

そのための施策として、平成9年7月には『人権教育のための国連10年（1995～2004）』に関する国内行動計画』が出され、政府ではこれに沿って関連施策を推進している。また、平成11年7月には、人権擁護推進審議会から「人権教育・啓発の在り方について」の答申が出された。さらに、平成12年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布、施行され、人権教育に関する施策の推進について、国や地方公共団体の責務が明らかにされた。そして、本年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されるなど、人権教育を推進する法的な根拠や計画等が整備されてきている。

なお、「児童の権利に関する条約」については、我が国も平成6年5月に批准し、児童生徒の生命と人権を守ることに取り組んでいるところである。

2 同和教育から人権教育へ

本県では、昭和49年以来、同和教育の解決のために、すべての学校、すべての地域において同和教育を積極的に推進し、多くの成果を得てきたところであるが、本年4月1日より人権教育へ移行した。

同和教育の最終法として制定された「地対財特法（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）」が、本年3月末日をもって失効するに当たり、法期限後の同和教育の在り方について審議していた栃木県同和教育対策審議会が

ら、昨年10月にこれまでの同和教育を人権教育として発展的に再構築していくことが肝要であるとの意見具申がなされた。この意見具申等を踏まえ、県教育委員会では、昨年11月6日に、「栃木県人権教育基本方針」を決定し、人権教育として再スタートすることにしたわけである。

これからは、本方針に基づき、これまでの同和教育で確立されてきた推進体制や教育活動の成果等を生かしながら、すべての学校、すべての地域において、積極的に推進していくことになる。

県教育委員会では、この人権教育を同和教育よりも幅広い教育としてとらえている。つまり、様々な人権問題にかかわる差別意識の解消を図ることはもとより、すべての人の基本的人権を尊重していくための教育と考えている。このことから、児童生徒の健やかな成長を保障することは、人権教育の基本であるともいえる。

また、人権教育を推進するに当たっては、政治運動や社会運動と明確に区別し、教育の中立性を確保することも大切である。

なお、これまで同和教育で取り組んできた同和教育問題への対応であるが、心理的差別が未だ解消していない現状を踏まえると、重要な人権問題の一つとしてとらえ、人権教育の中でより一層工夫しながら引き続きその解消に取り組んでいかなければならない。

3 基本的な考え方

ここでは、本県における人権教育の基本的な考え方を「栃木県人権教育基本方針」より解説する。

(1) 人権の意義とは

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味する。

(2) 人権尊重の理念とは

人権尊重の理念とは、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、一人一人が自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合うこと、すなわち、すべての人の人権の共存ととらえる考え方である。

(3) 人権教育の意義とは

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を意味する。

「人権尊重の精神の涵養」とは、一人一人がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを着実に身に付けていくことである。

(4) 人権教育の目的とは

すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生

きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目指すことである。

(5) 人権教育の推進とは

人権尊重の精神の涵養を図るためには、学校教育の特性を踏まえて推進するものである。(社会教育は省略)

〔学校教育〕

幼児児童生徒の発達段階に即しながら、保育・各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促す。

4 小・中学校における推進の方策

(1) 人権教育の必要性

これまで本県では、同和教育をはじめ様々な人権問題にかかわる差別意識の解消を目指し、一人一人を大切に人権尊重を貫く教育を推進してきた。しかし、様々な人権問題について、一人一人が自分の立場で問題解決のために努力しようとする意欲が不十分であるなど、人権意識の低さの問題も指摘されてきた。

平成12年に行った「栃木県人権・同和教育意識調査」によれば、人権侵害の現状に関して、県民の多くが、様々な人権侵害があると回答している。

これからの社会は少子高齢化、国際化、情報化など社会の各方面での様々な変化がますます拡大し、加速することが予想され、そこでは、広い視野をもち、多文化性、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが求められる。

すべての人の人権が共存する人権尊重社会を実現するには、一人一人が人権尊重の理念について正しく理解することが大切であり、そのためには人権教育が大きな役割を果たすことは言うまでもない。小・中学校の段階はその後の人格形成に大きな影響を及ぼす時期であるので、人権の尊重について、発達段階に応じ、計画的に学習させる必要がある。

(2) 人権教育の目標

県教育委員会では、生涯学習の視点に立ち、それぞれの発達段階における目標を設定した。各学校においては、この目標に基づき、児童生徒の実態等を踏まえながら、学校や学年ごとの目標を設定し直すことも大切である。

なお、ここでは、幼・保・小・中・高の連携及び保護者への啓発を踏まえ、小・中学生の目標だけでなく、他の生涯各時期の目標も掲載した。特に、保護者については、学校教育への支援等を念頭に、〔成人(保護者)〕として示した。

〔幼児〕

人権尊重の精神の芽生えとしての感性や望

ましい人間関係をつくろうとする基礎的な態度を育てる。

〔小学生〕

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のない望ましい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。

〔中学生〕

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のない望ましい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

〔高校生〕

義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。

〔成人（保護者）〕

学校で推進する人権教育を理解し、家庭において支え深めていけるよう、人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養う。

(3) 推進上の努力目標

学校教育においては、次のことに努めながら人権教育を推進することが大切である。

ア 人権教育を教育計画に適切に位置付けるとともに、学校全体が機能するような推進体制の整備・充実に努める。

イ 各教科等の特質に応じ、社会生活を営む上で必要な人権に関する知識・技能、態度などを身に付けられるよう、学習内容や指導方法の改善・充実に努める。

ウ ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動、高齢者や障害者等との交流活動などの体験を重視し、その中で、豊かな人間性を育てるとともに、人権感覚を磨き、実践的な人権意識を高められるように努める。

エ 教育を受ける権利を保障するとともに、人権が尊重された環境の中で学習できるよう、人権の視点から教育活動を見直し、個が尊重される集団づくりに努めるなど、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。

オ 人権や人権教育に関する研修を組織的、計画的に実施し、教職員の人権感覚を磨くなど、指導者の資質の向上に努める。

カ 社会教育との連携を図りつつ、保護者に対する啓発活動の促進を図り、学校で推進する人権教育の学習効果が高まるように努める。

(4) 内容

学校教育における人権教育の内容は、次のような内容項目になる。ここで示したア・イ・ウの内容は相互に関連・補完しあって効果が増すものである。したがって、人権尊重の理念について理解するには、これらの内容を適切に学習することが大切である。

なお、このア・イ・ウの内容は、人権教育を行う際の切り口となる観点である。

ア【豊かな人間性に関すること】

生命を尊重する心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心等

イ【人権意識（人権に関する知識・技能、人権感覚、人権尊重の意識）に関すること】

(ア) 人権一般

・基本的人権（平等権、自由権、社会権等）
個人の尊重、人権の歴史等

(イ) 様々な人権問題

・同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病の患者及び元患者、インターネットによる人権侵害、その他

ウ【人権が尊重された雰囲気や環境に関すること】

(ア) 自尊感情（セルフエスティーム）

(イ) 豊かな人間性、人権意識（人権感覚含む）等

児童生徒を取り巻く環境づくりをとおして人権教育の目標達成に寄与するという内容である。

（ア・イ・ウの内容の詳細については、「人権教育の手引」を参照）

(5) 方法

人権教育の手法として、豊かな人間性や人権一般といった『普遍的な視点からのアプローチ』と、具体的な人権問題に即した『個別的な視点からのアプローチ』があり、この両者があいまって、人権尊重の理念についての理解が促され、深まっていくものと考えられる。

なお、それを支えるものとして、「人権が尊重された環境からのアプローチ」があつてこそ、上記の2つの視点を明確にした学習が効果的なものとなる。そのため、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で展開されることが大切である。

次にあげる指導の構想は、学校教育の特性を踏まえ、ここで述べた人権教育の手法を具現化したものである。

なお、同和教育での指導構想であった三指導、育てたい能力・態度、5視点については、人権教育への移行に際し、発展的な見直しを図り修

正した。

ア 人権教育指導の構想

人権教育をどのような方法で実践に結び付けていくかという指導の構想として、基底的指導、間接的指導、直接的指導の三指導がある。

また、それぞれの指導の中で、「育てたい能力・態度」を育成していくことも大切である。

なお、5視点は、人権教育への移行に当たり発展的に解消した。

(ア) 三指導

- ・【基底的指導〔A〕】…人権に配慮した常時指導
- ・【間接的指導〔B〕(修正)】…人権教育のねらいを踏まえ各教科等に示された能力や態度を育てる指導
- ・【直接的指導〔C〕(修正)】…様々な人権問題及び人権一般を直接取り上げた指導

(イ) 育てたい能力・態度

- ・【知性 (一部修正)】
- ・【判断力 (一部修正)】
- ・【感受性 (一部修正)】
- ・【実践力 (一部修正)】

(詳細については、「人権教育の手引」及び「人権教育のすすめ方」を参照)

イ 小・中学校の教育実践

学校において人権教育を推進するには、人権教育を教育計画に適切に位置付け、全教育活動に機能させることが必要である。

そこで、各学校では、上記の構想(三指導)の具体的な方法である「人権教育に配慮した授業」を中心に、人権に配慮した指導の実践を日々行うことが大切である。

その実践に当たっては、知的理解だけでなく、豊かな人間性や人権感覚が十分に身に付くよう、社会奉仕体験活動や自然体験活動など体験活動の充実を図ることが大切である。

(ア) 人権教育に配慮した授業

人権教育に配慮した授業には、三指導を機能させた以下のような2種類の授業タイプが考えられる。授業の実践に際しては、各教科等の本来の目標を達成する中で、人権教育のねらいも達成することが必要である。

- ・【間接的指導のタイプ(修正)】… A+B
- ・【直接的指導のタイプ(修正)】… A+B+C

(詳細については、「人権教育の手引」及び「人権教育のすすめ方」を参照)

(イ) 人権に配慮した日々の指導

上記の(ア)の授業中だけでなく、その他の休み時間や放課後等の学校生活においても、

一人一人を大切にしたい人権に配慮した指導を実践することが大切である。

また、人権週間等を設け、人権についてじっくり考える期間を与えるのも、普段の人権教育が機能していれば、さらに効果がある。

おわりに

人権教育の指導に当たる教師に求められているものは何であろうか。それは、決して、完成された人間として人権を説く教師ではなく、人権が尊重されるよりよい社会を求める真摯な姿勢をもつ教師である。教師は、人権について適切な素材を提供し、児童生徒と共に考え、人権感覚を共に磨いていけるよう心がけながら、指導に当たることが大切である。

また、新学習指導要領では、個に応じた指導の充実や開かれた学校づくりの一層の推進という視点が明確に示された。各小・中学校では、人権という視点からも、個別指導やグループ学習、学習内容の習熟の程度に応じた指導などに努めるほか、保護者や地域の人たちに対しての説明責任が問われるようになる。それは、人権教育についても同じであり、家庭や地域社会との相互の連携を図りながら、人権教育を積極的に推進していくことが望まれる。

先ごろ、国から出された「人権教育・啓発に関する基本計画」の冒頭において、「人権教育の重要性については、これをどんなに強調しても、し過ぎることはない。」と述べられている。一人一人の教師が人権教育の重要性を認識し、自分自身の人権感覚を磨きながら、すべての教育活動の場で人権教育を積極的に推進していくことが期待される。